

港区立みなと芸術センター管理運営計画（令和4年11月（令和6年3月改定））

概要版

1 整備の背景

「文化芸術基本法(平成13年法律第148号)」は、地方公共団体の責務として「文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。区は、「港区文化芸術振興条例(平成18年港区条例第47号)」を制定し、全ての区民が、等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できる環境の整備が必要としています。区の基本理念を実現し、区民が文化芸術を鑑賞する機会と自ら参加する機会の拡充とともに、文化芸術の中核拠点となる施設の機能を持つ港区立みなと芸術センター（以下「センター」という。）を浜松町二丁目に整備します。

管理運営計画は、公の施設として活用するため、施設の機能や人的体制の基本的な方向性をまとめたもので、管理運営計画における「センター」とは、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）」第2条第1項に基づき、施設及びその施設の運営に係る創意と知見を有した人的体制を整備するものを指します。

2 概 要

施設の名称：港区立みなと芸術センター

開設予定時期：令和9（2027）年11月

休館日：1月1日～同月3日及び12月29日～同月31日まで
(変更、臨時休館の場合あり)

開館時間：原則、午前9時から午後10時まで

所在地：東京都港区浜松町二丁目3番5号

延床面積：7,023.38m²（専有面積）

建物規模：地下2階地上46階建

うち、センターは、地上3～9階

諸室一覧

シアター（5～6階）	プロセニアム形式、多機能、高機能であり、多様な公演に対応可。客席600席程度
コモンスペース（3～4階）	様々な分野に対応できる多様性のあるホール。100席程度の可動式観覧席を備え、収納する場合には全面平床間での利用可
スタジオ1～4、ルーム1・2（4階）	練習や稽古、ワークショップ等に利用可。大きさや仕様の異なる部屋を整備
アトリエ（5階）	各種講座やワーキングショップなどで利用可。 シアター利用の際には、楽屋としても利用可。

その他、案内カウンター（インフォメーション）、キッズスペース、授乳室、ロッカー等を配備しています。



3 基本理念、重点的な取組等

区は、区民の要望を反映して策定した田町駅東口北地区公共公益施設基本構想の基本的な考え方を十分に尊重し（※）、社会情勢の変化や、区の文化芸術振興施策の在り方などを踏まえ、平成26（2014）年度の「（仮称）文化芸術ホール整備の考え方」において、基本理念を定め、また、令和2（2020）年度には重点的な取組を定めており、管理運営における基本事項とします。

<基本理念>

- ・文化芸術振興の中核拠点施設…すべての区民を対象に文化芸術の鑑賞・参加・創造活動を、施設・事業・人的体制が一体となって総合的に提供するとともに、国内外にその活動を発信していく国際性を持った文化芸術振興の中核拠点とします。
- ・高い専門性とホスピタリティを備え、育み自らも育つ施設…高い専門性とホスピタリティを備えた施設・人的体制・事業が一体となって、子どもたちをはじめ、区内の文化芸術に関わる人材を育てるとともに、施設の運営や事業の実施を担う専門人材を育て、施設自身も成長していく施設とします。
- ・人々に愛され、区民が誇りを持てる施設…区民にとって使いやすく、満足感・充実感が得られるとともに、区民から愛され親しみでもらえ、区民福祉の向上に寄与する施設、区民が誇りに思える施設とします。

<重点的な取組>

- ・地域の課題に寄り添い、多様な価値観を認め合う共生社会の実現に向けた取組
- ・区内の文化資源・活動団体との連携や専門人材の育成に向けた取組
- ・国内外に発信することができ、区民が誇りを持てる質の高い取組

※センターは、当初、田町駅東口北地区公共公益施設（みなとパーク芝浦）で整備する計画でしたが、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災の影響により、整備を一旦中止しました。その後、平成27（2015）年に浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業の中で整備することとしました。

4 事業計画、区民の関わり方

センターは、基本理念の実現に向け事業を実施します。具体的には、重点的な取組を念頭に、S D G s（持続可能な開発目標）が掲げる誰一人取り残さない社会の実現に向けて、公演等の企画制作事業、教育事業とそれらの基盤となる研究開発事業を推進するほか、貸出事業も実施します。

また、センターは、区民のための施設であり、区民が主役となる施設です。様々な立場の区民がセンターに関わることができる、多様な形態を用意します。

区分	区民の主な関わり方	事業の概要
企画制作事業	創造発信事業 鑑賞する 出演する	センターが自ら企画制作し、上演及びその普及を行います。区民が創作に主体的に参加できる形態の作品にも取り組みます。
	共生社会モデル事業 鑑賞する 出演する	相互理解を深める公演や多様な人々との協働による作品づくりを行なうなど、共生社会の実現に向けてモデルとなる事業を発表します。
	提携事業 鑑賞する	外部の団体と連携し、センターが企画制作の一部を担い、協働して上演を行ないます。
	国際共同制作・招へい事業 鑑賞する	国外の劇場等との共同制作や国外で制作された作品の招へいを行ないます。
教育事業	ラーニング事業 体験する 協働する	全ての区民が参加できる、文化や芸術に関する学びの機会の提供を行ないます。
	区民協働事業 学ぶ	区民団体を対象に事業企画を募集し、センターの支援により、創意と将来性ある文化芸術活動を育成します。
	人材育成事業 — (各事業へ還元)	芸術と社会を橋渡しする人材や、センターと地域をつなぐ人材を育成する事業を実施します。
研究開発事業	— (各事業へ還元)	最先端の技術や知見を踏まえた事業の推進や劇場運営に関するより良いマネジメント方法を生み出す研究開発を行ないます。
	施設を利用する	センターの諸室を貸し出します。また、センターの活動方針や区民の鑑賞ニーズに合致する比較的大規模な公演を行う団体に対し一定期間諸室を貸し出します。
貸出事業	施設を利用する	センターの諸室を貸し出します。また、センターの活動方針や区民の鑑賞ニーズに合致する比較的大規模な公演を行う団体に対し一定期間諸室を貸し出します。

区民の主な関わり方

鑑賞する	公演等の鑑賞により、誰もが文化芸術に触れる機会をつくります。
出演する 体験する	区民が創作に主体的に参加し、出演する機会をつくり、また、新たな体験をすることで学びを創出します。問題意識を高めるテーマ性や発信性のある事業への参加により、区民の意識や行動の変化を促し、共生社会の実現に寄与します。
協働する	区民が主体的に文化活動や運営に関わることによって、区民との協働を実現し、区内文化芸術団体等、区全体の発展に寄与します。
学ぶ	事業への参加等を通して、文化芸術に関する学びや、共生社会の実現に向けたセンターの取組への理解を深めます。
施設を利用する	諸室で文化芸術活動などを行い、活動を充実させることで豊かな区民生活の実現につなげます。

【3つの機能と運営方法】

基本理念に基づき、重点的な取組を推進するために、事業、研究及び経営の3つの機能を整え、また、地域の課題に寄り添い多様な価値観を認め合う共生社会の実現に向けて、卓越した研究基盤と経営基盤のもとに、公演や教育事業をはじめとした多彩な事業制作に取り組みます。

運営方法については指定管理者制度を導入します。指定期間は、区民が満足する質の高い文化芸術を持続的に提供するため、10年程度必要です。



5 インクルーシブ対応

共生社会の実現に向け様々な活動を展開する文化芸術の中核拠点施設として、利用者及び参加者だけでなく全ての来館者に対して、訪れやすい、快適に過ごせる、参加しやすい環境（オンラインを含む）を保持することは必須です。加えて、重点的な取組に掲げる「地域の課題に寄り添い、多様な価値観を認め合う共生社会の実現に向けた取組」に基づき、誰一人取り残さない取組の推進をめざし、心身に障害を持つ方、母語が日本語ではない方、文化芸術に対する心理的壁のある方、経済的事情等によって文化芸術と接する機会を持てない方、地域社会等において居場所を求めている方などに対して、当事者の立場に寄り添った対応と事業運営を行います。

6 経営戦略等

指定管理者は、センターの基本理念及び重点的な取組を踏まえ、区が今後作成する中期経営方針を基本とし、5~10年の中期計画を策定します。

経営方針の策定に当たっては、区における社会的課題の状況、センターにおける人的資源や財務の状況等を勘案し、センターが持つ研究開発力、創造性や企画力等を基に新規性に富んだ作品や企画を国内外に発信する事業、共生社会の実現など社会的課題の解決に向けてセンターが取り組む事業、区内外の市場の需要に応えた公演等を提供し確実に収益を得る事業の3つのタイプの事業バランスを踏まえた事業戦略を盛り込みます。

【マーケティング及び広報・支援開拓など】

研究の成果を取り入れながら、主催事業の販売計画立案、価格設定、販売チャネルの開拓、プロモーション、広報宣伝媒体の活用など戦略的にマーケティングを展開します。また、誰一人取り残さないサービスを提供できるよう、様々な手法を用いて、参加者及び利用者との関係性を構築していきます。

7 組織と人的資源管理

センターの人的体制として、施設の管理運営と事業実施を担う組織や区がめざす人的資源の管理について整理します。

【組織構成】

センターの実務を担う組織は、以下の6部門とし、各部門においては、それぞれの部門における役割を達成するためのプロジェクトを複数設置し、各プロジェクトリーダーのもとで業務を推進します。

部門名	概要
企画制作部門	センターが行う企画制作事業と貸出事業を担当します。
舞台技術部門	センターの舞台技術に関する業務全般を担います。
教育企画部門	センターが行う教育事業全般を担当します。
研究企画部門	事業推進、経営戦略に必要な研究プロジェクトを国内外の研究者とともに企画し実践する研究開発事業全般を担当します。
営業・開拓部門	会員制度構築、セット券や単券の販売戦略、販売状況の把握・戦略、制作や広報と連携した区民や参加者向けの情報発信を行います。
総務部門	センターの中期計画の策定など、経営戦略全般を統括し、また、庶務全般を担います。

【めざす人的資源管理】

センターでは、人材を経営の重要な資源と捉え、経営戦略に生かす人的資源管理を行います。

センターの開館準備期間や開館後の運営が安定するまでの期間は、指定管理者の給与形態に準じた雇用契約を想定しますが、将来的には、区と指定管理者が、内容や時期を協議の上、専門機関における人的資源管理の最先端モデルとして、新しい働き方を取り入れた組織マネジメントを前提に、専門的人材が高いモチベーションを持って力を発揮できる手法をめざします。また、総額人件費管理を基本とし、経年とともに職員の働きとは無関係に人件費が増大していくことを防ぎます。

【キャリア開発】

既に専門性を備えた即戦力の人材の登用だけでなく、未経験者や新卒の人材を、将来の運営者として育成します。一定の経験を積んだ職員は転身を図るために支援を行うなど、職員が生涯を通じて自己実現を図れるように促し、戦略的キャリアプランを推進し、人材の流動化、水準の向上、労働環境の改善等に寄与していきます。

8 収支の考え方

持続性をもって事業を展開するために、区が一定の経費を支出しますが、区の財政的な負担を極力軽減していくことを検討します。なお、試算はあくまで、現時点での概算であり、区が指定管理者からの提案内容を精査の上、適正な指定管理料を決定します。

<指定管理者の収支概算>

	初年度(1年目)※1	中間年度(5年目)	最終年度(10年目)
収入	0.9	2.1	2.7
事業収入	0.5	1.0	1.5
助成収入	0.4	1.1	1.2
支出	9.4	11.5	12.9
事業費	3.0	4.0	4.4
人件費	2.9	4.0	5.0
維持管理費(専用部)	2.5	2.5	2.5
運営費	1.0	1.0	1.0
収支差額(指定管理料)	8.5	9.4	10.2

※1 初年度(1年目)の収支は、管理運営計画策定期(令和4年11月)に想定していた金額であり、開館日は変更前の令和9年6月1日として試算したものです。

※2 その他、区の収入として使用料、区の支出として共用部に係る維持管理費等があります。

■収入について

区民には適切な費用負担を求め、様々な媒体を通した広報活動によりチケット収入の向上を図るとともに、個人及び企業の寄付金や、国及び民間財團等の助成金の活用にも努め、収入増をめざします。

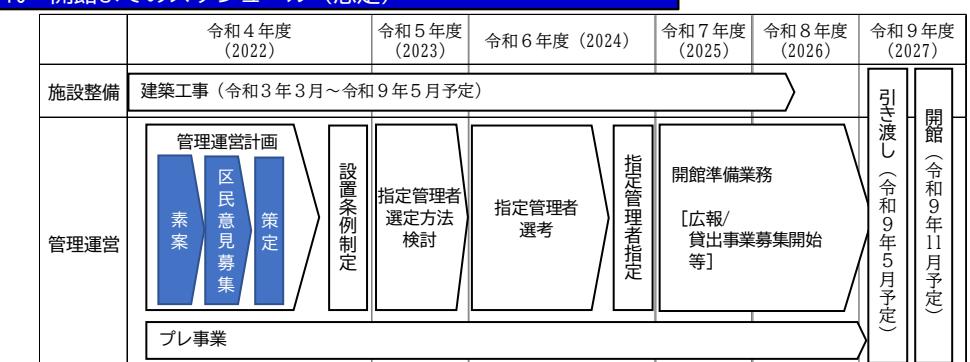
■支出について

事業本数を段階的に増やし、内容についても研究開発事業の結果等を踏まえ充実させていきます。研究開発事業については、3~5年間の研究期間を経て事業や組織運営等で実践し、成果の検証及び課題の抽出のおおむね10年程度のサイクルが基本となります。このため、必要に応じて事業費及び人件費を段階的に増額します。

9 評価

研究機能の一環として実施される評価プロジェクトに基づく自己評価と、施設設置者である区による評価を実施します。区の基準に則った評価を実施し、モニタリング等の取組を専門的かつ客観的な視点で評価するため、区は指定期間内（原則として指定期間の中間年度）に必ず第三者評価機関等による評価を実施します。

10 開館までのスケジュール(想定)



【プレ事業】

開館後に本格化させる事業や活動に向けて、プレ事業を展開します。

一部の愛好家だけではなく、文化芸術に触れることができなかった区民に対しても、区で初めての文化芸術の中核拠点であるセンターの開館が、より良い区民生活の実現につながることへの期待感を高めるような事業を実施します。

あわせて、関係団体等との連携の基盤を構築していきます。

【開館記念事業】

センターが、一部の愛好家だけでなく、区内在住、在勤、在学者及び区で活動する全ての人々のものであることを区内外に広く周知するような事業を展開します。